

○沖縄県立看護大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、沖縄県立看護大学大学院学則（以下「本大学院学則」という。）第38条に基づき、沖縄県立看護大学大学院（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は修士及び博士とし、次のとおりとする。

(1) 修士（看護学）

(2) 博士（看護学）

(学位授与の要件)

第3条 本学の課程を修了した者には、本学大学院学則に定めるところにより、修士（看護学）又は博士（看護学）の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第4条 本学の課程を経た者が、修士（看護学）又は博士（看護学）の学位を申請するときは学位論文を研究科長に提出するものとする。提出する学位論文は、1編2通以上とする。

2 本学の博士後期課程に所定の修業年限以上を在学し、特別研究Ⅱを除き修了要件を満たして退学した者が、再入学しないで博士（看護学）の学位を申請するときは、学位申請書、論文の要旨、履歴書及び論文審査手数料金 55,000 円を添え、論文を学長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した論文及び納付した論文審査手数料は、還付しない。

(学位論文)

第5条 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の関係資料を提出させることができる。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定により学長又は研究科長が学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第7条 学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会は、当該研究科の研究指導教員又は研究指導補助教員のうちから選出した審査委員による審査委員会に、当該論文の審査を委嘱する。ただし、必要があるときは、研究科の研究指導教員又は研究指導補助教員以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

(論文の審査、最終試験)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 学位論文の審査は、口頭又は筆答による試験を含む。

3 審査委員会は、各分野の教育目的が達成されたかどうかの最終試験を口頭又は筆答により行う。

(審査期間)

第9条 第4条第1項による論文の審査及び最終試験は、毎年2月末及び8月末までに行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その時期を別に定めることができる。

(審査委員会の報告)

第 10 条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちに論文審査の要旨及び最終試験の成績の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、最終試験の成績の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第 11 条 研究科委員会は、前条第 1 項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かについて議決する。

2 前項の議決をするには、委員全員の 2 分の 1 以上の出席を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第 12 条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 13 条 学長は前条の報告に基づき、学位を授与すべきものと決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第 14 条 本学は、博士(看護学)の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 15 条 博士(看護学)の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前 2 項の規定により学位論文を公表する場合には、沖縄県立看護大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第 16 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会において、前項の議決をするには、委員全員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、かつ、出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。第 11 条第 2 項のただし書きの規定は、この場合に準用する。(学位記の再交付)

第 17 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に願い出なければならない。

(登録)

第 18 条 本学において博士（看護学）の学位を授与したときは、学長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(学位記及び書類の様式)

第 19 条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

(その他)

第 20 条 この規定に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は研究科委員会において別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 18 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は平成 24 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は平成 30 年 12 月 19 日から施行する。